

こ 支 家 第 233 号  
令和 6 年 4 月 8 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

### 里親支援専門相談員の配置について

児童養護施設及び乳児院（以下「施設」という。）に配置されている里親支援専門相談員の配置については、平成24年4月5日雇児発0405第11号雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」により実施してきたところであるが、令和4年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。）により里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられ、令和6年4月から施行されることに伴い、新たに設置される里親支援センターの業務内容等を踏まえ、今般、里親支援専門相談員の業務内容等について見直しを行い、次により取り扱うこととしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

#### 1 趣旨

施設に里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）を支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所や里親支援センター、民間フォスターリング機関等と連携し、施設の機能や専門性を活かし、里親等やその養育される児童を支援することにより、里親等委託の推進及び里親等支援の充実を図ることを目的とする。

#### 2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親等支援を行う施設とする。

#### 3 資格要件

里親支援専門相談員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第13条第3項各

号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

#### 4 里親支援専門相談員の業務内容

里親支援専門相談員が行う業務は、（1）から（6）までの業務とする。

なお、それぞれの業務を行うに当たっては、以下に掲げる活動を全て行うこと。

（1）里親支援専門相談員が所属する施設（以下「所属施設」という。）に在籍している児童（以下「在籍児童」という。）の里親等委託の推進

業務を実施するに当たっては、日頃から在籍児童の意思や状況等を把握するとともに、適切な里親等に委託するため児童相談所と情報を共有し、相互に連携しながら以下の業務を全て行うこと。

- ・ 委託可能な在籍児童及び里親等の把握
- ・ 委託可能な里親等の養育能力のアセスメント
- ・ 里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり
- ・ 在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）
- ・ 週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（乳児院においては、必要に応じて実施することとし、児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。）
- ・ 在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。）
- ・ 在籍児童と里親等との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流

（2）所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援

業務を実施するに当たっては、委託児童の状況について定期的に確認するとともに、委託されている里親等の状況についても確認し、必要に応じて適切な支援を行う必要があることから、以下の業務を全て行うこと。

- ・ 委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援
- ・ 電話や通所による相談支援
- ・ 所属施設でのレスパイト・ケアの受入
- ・ 所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整
- ・ 里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言

（3）所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進

業務を実施するに当たっては、委託可能な児童や地域の里親等の情報を児童相談所から共有してもらい、定期的に訪問する等日頃から委託可能な児童や里親等との関係構築に努め、適切な里親等に委託するため児童相談所と情報を共有し、相互に連携しながら以下の業務を全て行うこと。

所属施設に在籍していた児童以外の児童とは、例えば、一時保護中（委託も含む。以下同じ。）の児童や、里親支援専門相談員が配置されていない施設に在籍する児童等を指す。なお、所属施設以外の里親支援専門相談員や児童相談所の職員と連携して、一定の地域の里親等に対する支援を行っている場合については、連携する里親支援専門相談員が配置されている施設に在籍する児童の里親等委託の推進も含む。

- ・ 委託可能な里親等の養育能力のアセスメント
- ・ 一時保護中の児童の里親等委託に向けたアセスメント
- ・ 里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり
- ・ 所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）
- ・ 所属施設に在籍していた児童以外の児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。）
- ・ 所属施設に在籍していた児童以外の児童と里親等との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流

#### （４）所属施設に在籍していた児童以外の児童が委託されている里親等への支援

業務を実施するに当たっては、委託児童の状況について定期的に確認するとともに、委託された里親等の状況についても確認し、必要に応じて適切な支援を行う必要があることから、以下の業務を全て行うこと。

- ・ 所属施設に在籍していた児童以外の児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援
- ・ 電話や通所による相談支援の実施
- ・ 所属施設でのレスパイト・ケアの受入
- ・ 所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整
- ・ 里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言

#### （５）里親等を対象とした研修やトレーニング等

上記（１）から（４）の業務のほか、所属施設の専門性を活かした研修やトレーニング等を実施する場合には、以下の業務を全て行うこと。

- ・ 座学による講義、研修等
- ・ 施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング
- ・ 所属施設での実習の受入
- ・ フォスタリング機関や地域の関係機関等と協力した里親サロンの開催
- ・ 地域で開催されるイベント等への支援

## (6) 里親等への委託後又は委託解除後の児童の自立支援

里親等への委託後又は委託解除後の児童の自立支援は重要であることから、定期的に委託後又は委託解除後の児童の状況把握に努めるとともに、必要に応じて適切な支援を行う必要があることから、以下の業務を全て行うこと。

- ・ 里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援
- ・ 里親等が自立支援を行う際の助言やサポート
- ・ 委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施
- ・ 里親等への委託後の児童等の実親との面接など、里親等と協力した家庭復帰支援

## 5 実施業務

里親支援専門相談員は、4に掲げる業務のうち、以下の①～③のいずれかを選択し、業務を実施すること。

- ① (1)、(2)
- ② (3)、(4)
- ③ (2)、(4)、(5)、(6)

ただし、児童相談所の一貫した責任体制の下で、地域の実情に応じた最も効果的なフォスタリング業務の実施体制を構築する観点から、里親支援専門相談員が特定の地域を対象に支援を行うこととしているなど、地域で児童相談所や里親支援センター、民間フォスタリング機関の職員、他の施設の里親支援専門相談員と連携して業務を実施している場合は(4)、(5)及び(6)を実施業務とすることも可能とする。

また、里親支援専門相談員を2名配置している施設については、4に掲げる業務のうち、以下の①又は②のいずれかの組み合わせを選択し業務を実施すること。

- ① (1)、(2)、(5)、(6)
- ② (3)、(4)、(5)、(6)

なお、いずれの場合においても選択した組み合わせに含まれない業務を追加して行うことは差し支えない。

## 6 施設の指定等

里親支援専門相談員を配置して里親等支援を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ別紙様式1による申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定することとし、申請書には事業実施計画書を別紙として添付すること。

なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

また、実施状況について、各施設の長は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事へ別紙様式3による報告を行い、都道府県等の民生主管部（局）長は、翌年度4月末日までに別紙様式4により、当局家庭福祉課長まで報告すること。都道府県等

においては、別紙様式3の報告の内容について評価を行い、翌年度以降の配置の継続について検討を行うこと。

- (1) 法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 次の要件に該当する里親等委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体においては、1施設当たり里親支援専門相談員を2人配置できること。
  - ・ 令和3年2月4日子家発0204第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』に基づく里親委託加速化プランに採択された自治体
- (3) 里親支援専門相談員が業務を行うに当たっては、児童相談所から地域にいる里親等の情報を取得し、児童相談所や里親支援センター、民間フォスタリング機関等と連携した対応が必要となることから、都道府県等や児童相談所は、適切な業務の分担を行った上で、情報共有が行われるよう努めること。
- (4) 都道府県等は、別紙様式1による申請において、別紙「事業実施計画書」の記載内容が、4、5に掲げる里親支援専門相談員の実施業務を満たしているかを確認の上、配置施設の指定を行うとともに、別紙様式3の報告による評価は、別紙様式1別紙「事業実施計画書」に記載されているとおり業務・活動が行われたかどうかをもって評価を行うこと。

## 7 留意事項

- (1) 里親支援専門相談員は、児童と里親等の側に立って里親等委託の推進と里親等支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。
- (2) 里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親等支援を行うことができる。
- (3) 里親支援専門相談員は、業務を行うに当たり、必要に応じて、所属施設の施設長、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。
- (4) 里親支援専門相談員は、特に所属施設に在籍していない児童を対象とした業務を行う場合や所管区域を超えて業務を行うに当たり、児童相談所や里親支援センター、民間フォスタリング機関等の関係機関との情報共有が必要となることから、連携体制を整え、日常的に業務に必要な情報の交換等を行う必要があること。
- (5) 里親支援専門相談員を配置する施設は、6(3)に記載している、都道府県等から里親支援機関に指定を受けた施設であることを明示すること等により、里親支援専門相談員を配置していることを積極的に周知すること。

## 8 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。



別紙様式 1

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

都道府県知事等

施設長氏名

(元号) 年度里親支援専門相談員加算申請書

里親支援専門相談員の配置を行うため、次のとおり申請します。

- 1 施設名
- 2 施設種別
- 3 里親支援専門相談員の配置人数
- 4 里親支援専門相談員が実施する事業
- 5 (元号) 年度里親支援専門相談員 事業実施計画書 … 別紙

(別紙)

(元号) 年度里親支援専門相談員 事業実施計画書

業務	必要な活動	実施計画
□ 所属施設に在籍している児童の里親等委託の推進	(1)	
	・委託可能な在籍児童及び里親、ファミリーホームの把握	
	・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント	
	・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり	
	・在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）	
	・週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
	・在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
□ 所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援	(2)	
	・委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援	
	・電話や通所による相談支援	
	・所属施設でのレスパイト・ケアの受入	
	・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整	
	・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言	
	・上記の他、所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援に資する取り組み（具体的に記載すること）	
□ 所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進	(3)	
	・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント	
	・一時保護中の児童の里親等委託に向けたアセスメント	
	・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり	
	・所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）	
	・所属施設に在籍していた児童以外の児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
	・所属施設に在籍していた児童以外の児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流	
・上記の他、所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進に資する取り組み（具体的に記載すること）		



□	(4) 所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援	・所属施設に在籍していた児童以外の児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援	
		・電話や通所による相談支援の実施	
		・所属施設でのレスパイト・ケアの受入	
		・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整	
		・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言	
		・上記の他、所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援に資する取り組み（具体的に記載すること）	
□	(5) 里親等を対象とした研修やトレーニング等	・座学による講義、研修等	
		・施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング	
		・所属施設での実習の受入	
		・フォostリング機関や地域の関係機関等と協力した里親サロンの開催	
		・関係機関等が開催するイベント等への支援	
		・上記の他、里親等を対象とした研修やトレーニング等に資する取り組み（具体的に記載すること）	
□	(6) 里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援	・里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援	
		・里親等が自立支援を行う際の助言やサポート	
		・委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施	
		・里親等への委託後の児童等の実親との面接など、家庭復帰に向けた支援	
		・上記の他、里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援に資する取り組み（具体的に記載すること）	

(注) 実施計画欄には必要な活動欄に記載の活動について、実施時期やその回数、具体的な手法などを記載すること

別紙様式 2

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度里親支援専門相談員を配置する施設の指定状況について

標記について、令和6年4月8日こ支家第233号こども家庭庁支援局長通知「里親支援専門相談員の配置について」の6に基づき指定したので、次のとおり報告する。

1 (元号) 年度里親支援専門相談員配置施設指定状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門相談員 配置指定施設数	うち、里親委託加速化プランの採択 により里親支援専門相談員を2人配 置する施設数
児童養護施設			
乳児院			

2 (元号) 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧 … 別紙

【添付書類】 (元号) 年度里親支援専門相談員事業実施計画書 (施設ごと)

別紙

(元号) 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧

都道府県等名 \_\_\_\_\_

番号	施設種別 (注)	指定施設名	経営主体	里親支援専門相談員 配置年月日	施設の所在地を管轄する 児童相談所名

(注) 「施設種別」欄には、児童養護施設又は乳児院の別を記入すること。

別紙様式 3

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

都道府県知事等

施設長氏名

(元号) 年度里親支援専門相談員実施業務報告書

(元号) 年度里親支援専門相談員の業務の実施状況について、次のとおり報告します。

- 1 施設名
- 2 施設種別
- 3 里親支援専門相談員の配置人数
- 4 里親支援専門相談員が実施する事業
- 5 (元号) 年度里親支援専門相談員 事業実施報告書 … 別紙

(別紙)

(元号) 年度里親支援専門相談員 事業実施報告書

業務	必要な活動	実施報告
□ 所属施設に在籍している児童の里親等委託の推進	(1)	
	・委託可能な在籍児童及び里親、ファミリーホームの把握	
	・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント	
	・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり	
	・在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）	
	・週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
	・在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
	・在籍児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流	
・上記の他、所属施設に在籍している児童の里親等委託の推進に資する取り組み（具体的に記載すること）		
□ 所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援	(2)	
	・委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援	
	・電話や通所による相談支援	
	・所属施設でのレスパイト・ケアの受入	
	・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整	
	・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言	
・上記の他、所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援に資する取り組み（具体的に記載すること）		
□ 所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進	(3)	
	・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント	
	・一時保護中の児童の里親等委託に向けたアセスメント	
	・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり	
	・所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）	
	・所属施設に在籍していた児童以外の児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
	・所属施設に在籍していた児童以外の児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流	
・上記の他、所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進に資する取り組み（具体的に記載すること）		

□ 所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援	(4)	・所属施設に在籍していた児童以外の児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援	
		・電話や通所による相談支援の実施	
		・所属施設でのレスパイト・ケアの受入	
		・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整	
		・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言	
		・上記の他、所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援に資する取り組み（具体的に記載すること）	
□ 里親等を対象とした研修やトレーニング等	(5)	・座学による講義、研修等	
		・施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング	
		・所属施設での実習の受入	
		・フォスタリング機関や地域の関係機関等と協力した里親サロンの開催	
		・関係機関等が開催するイベント等への支援	
	・上記の他、里親等を対象とした研修やトレーニング等に資する取り組み（具体的に記載すること）		
□ 里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援	(6)	・里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援	
		・里親等が自立支援を行う際の助言やサポート	
		・委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施	
		・里親等への委託後の児童等の実親との面接など、家庭復帰に向けた支援	
		・上記の他、里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援に資する取り組み（具体的に記載すること）	

(注) 実施報告欄には必要な活動欄に記載の活動について、実施時期やその回数、具体的な手法や実施した際に行った工夫などを記載すること

別紙様式 4

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長  
児童相談所設置市

(元号) 年度里親支援専門相談員による里親等支援の実施状況について

(別紙様式 1 の文書番号) により指定した旨報告した里親支援専門相談員配置施設について、令和 6 年 4 月 8 日こ支家第233号こども家庭庁支援局長通知「里親支援専門相談員の配置について」の 6 に基づき次のとおり里親等支援の実施状況を報告する。

1 (元号) 年度里親支援専門相談員配置施設実施状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門相談員配置指定施設数	うち、里親委託加速化プランの採択により里親支援専門相談員を 2 人配置する施設数
児童養護施設			
乳児院			

2 里親支援専門相談員の活動状況 … 別紙（様式は任意とする）

【添付書類】 (元号) 年度里親支援専門相談員事業実施報告書（施設ごと）